

総務文教消防委員会会議録（令和2年12月16日）

出席委員 青山委員長 大浦副委員長 竹原委員 原委員 岩城委員 古沢委員  
欠席委員 なし

説明のため出席した者 上田市市長 石川副市長 伊東教育長 石坂総務部長 菅沼  
会計管理者 按田消防署長 上田教育委員会事務局長 川  
岸宮繕課長 丸山税務課長 伊井監査委員事務局長 広田  
学務課長 地崎生涯学習課長 落合子ども課長 相沢企画  
政策課主幹 櫻井総務課主幹 奥村財政課主幹 澤口建設  
部参事 長瀬上下水道課長

職務のため出席した事務局職員 藤名局長 山本主事

午前10時00分開会

**青山委員長** ただいまから令和2年12月定例会総務文教消防委員会に付託された案件を審査するため、本日の委員会を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1、会議録署名委員を指名いたします。

岩城晶巳委員、古沢利之委員にお願いいたします。

日程第2、付託議案の審査に入ります。

議案第71号、議案第77号、議案第81号、議案第82号、議案第83号、議案第84号の6議案を一括して議題といたします。なお、諮問第1号については、分離して審査いたします。

まずは予算関係の議案についてです。

常任委員会に付託されました予算関係の議案の説明につきましては、全体委員会のみですることになっております。

よって、議案第71号 令和2年度滑川市一般会計補正予算（第5号）につきましては、当委員会での説明をしないことといたしますが、当局のほうから追加で説明する事項はありますか。

（特になし）

**青山委員長** ないようでしたら、これより質疑に入ります。

質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手の上、発言を願います。

**原委員** すみません、本会議で竹原議員のほうから質問が出ておりましたF T T H化につきまして、令和4年の4月から使用ということなんですけど、それまでの流れというか、工程的なものをもう一回ちょっと説明していただけませんか。

**相沢企画政策課主幹** 今後の予定ということによろしいですか。

**原委員** はい。

**相沢企画政策課主幹** F T T H化につきましては、一応工事といたしましては、現在、今月下旬に入札の予定となっておりまして、入札後、速やかに工事着工の予定となっております。

整備といたしましては、幹線また局舎、そういったようなものにつきましては、来年度末までの完了をスケジュールとしてございます。一部エリアにつきましては、来年度末頃をめどに宅内工事ということで、具体的に幹線から各ご家庭への引込線の工事を始める予定というふうにしてございます。

一応エリアといたしましては、特段どこのエリアから順次というものについては現在まだ調整中ということですが、本会議でもお話しさせていただきましたとおり、基本的には既に入っておられる方々の引込みのほうをまず優先していきたいということをしてN e t 3では考えてございます。

事前にキャンペーンとか予約とか、そういったようなものである程度固まった地域といますか、エリアみたいなものがあれば、そういったようなところから順次実際の引込みの工事を始めていくというふうな流れで考えているということでございます。

以上でございます。

**原委員** ありがとうございます。

これ、加入者を増やすには一つのチャンスだと思うんですね。新興住宅も結構建っていますし、そのP Rとかについては、いつ頃からやられるのか。そしてまた、例えば単価的に安くなるのか、そういったサービスができるものなのか、それも併せてどういうふうにご検討されるのか。

**相沢企画政策課主幹** キャンペーン等につきまして、まずは事業譲渡のほうの部分が、一応今年度末に正式な譲渡契約を結ぶという目途で、今譲渡予定先と調整中ということでございます。実際の料金設定とかキャンペーンの実施等につきましては、具体的に譲渡してから後ということになるかと思っております。

もちろん譲渡先の事業者さん、あとNet 3自体は、今後も10年間程度は存続しますので、市町合わせてのそういったキャンペーンをしていくということになるかと思いません。

譲渡先予定の事業者さんのほうからは、提案段階ということで、例えばキャンペーンといたしましては、既存の加入者さんについては、キャンペーン期間中は引込みに関する工事費を無料にして速やかな工事を促すといったことや、また新規の獲得については、例えば新規に家を着工される方については、そういったハウスメーカーのほうに営業展開をする。また、携帯電話とのセット割ということで、今既にキャリアのNTTとかソフトバンクとかいろいろありますけど、そういうような携帯電話も、ケーブルテレビとのそういったセットというようなメニューも持っておられるというところで、そういうところを通じて加入促進を図っていきたいというふうなことを聞いてございます。

料金につきましては、インターネットにつきましては、既存3コースございますが、その設定負担を変えないで容量のほうを上げていく。最大であれば、現在100メガのところを、1ギガを超えるものにまでしていくということで、現在の負担は変えないでそのまま容量を大きくしていくというふうに考えておるといふことであります。

テレビのほうにつきましては、現在ちょっとチャンネルのほうは、CS事業者さんのほうで特に4Kとかそういった移行期ということもありまして、県内のケーブルテレビ局全体で、どういうふうなチャンネルの形になっていくかというのは今検討中だということですので、それを踏まえた料金設定というものがまた出てくるかと思いますが、現時点ではちょっと未定のところでございます。

以上でございます。

**原委員** ありがとうございます。

**青山委員長** ほかにございませんか。

**大浦副委員長** 浜加積地区の公民館の整備費、200万円出ているんですけども、もともと福祉センターの設計で450万円見ていたものが進んでいたと思っていますけども、これは追加で200万円、地区公民館が入ることによって、規模とかそういったものはどう変わってくるのかお聞かせください。

**地崎生涯学習課長** それでは、お答えいたします。

これまで福祉センターの一部の機能、多目的ホール、給湯室、トイレ等、258平米整備することとしておりましたが、新たに面積を拡張した事務所、調理室、和室等、116平米

ほどプラスし、合計、延べ床面積374平米の公民館の全面建て替えとし、補正予算を上げております。

**大浦副委員長** これは、何階建てとかというイメージは持っておられるんですか。

**地崎生涯学習課長** 1階、平屋です。

**大浦副委員長** イメージがちょっとつかないんですけども、258から116拡張されるということは、もともと福祉センターで設計を予定した場所からずれるんですか。それとも、もともとのその場所から拡張させたような段階で、場所の設計図も何も見ていないので全然分からないんですけど、具体的に何か説明はないですか。

**石川副市長** 今、地崎課長が申し上げましたとおり、当初、耐震していないということで、福祉センターを、一部を多目的ホールを中心にして公民館にくっつけて建てようということで設計をしておいたわけでありましてけれども、ただ実際その公民館にくっつけるということになると、公民館本体はもちろん耐震はしてあったんですけども、それが、周りの壁が落ちてくるとか屋根が雨漏りしていたということで、これは、そこを修繕工事をやらなきゃならないと。それを見積りしたところ、総計2,000万ほどかかると。それだけのお金がかかるんなら、一緒に足りない部分を福祉センターの今持っている機能にくっつければ、公民館の改築事業ができるんじゃないかということで、今200万の追加の補正をお願いしておるわけでありまして。

考えておりますのは、今の公民館が2階建てで、鉄筋コンクリートで、坪で言って、ちょっと平米であれなんですけど、120坪ほどあるんですけども、福祉センターを持ってきたときに90坪余り、もうそこでなっていたので、そうすれば、あと二、三〇坪足せば公民館ができるんじゃないかということで、基本的には120坪を超えないということで、現在新たな設計をしてもらおうということで考えておるところでございます。

それから、やはり高齢化になって、今まで2階だったんですけども、いろんな高齢者が、集会で2階だったら大変だということで、平屋にすれば非常に使い勝手がいいんじゃないかと。そういうようなことも考えておるわけでありまして、それで木造で建築をしたいと、そういうふうに考えております。

それで、建てる場所は、今の公民館のあるところを中心に建てたいというふうに考えておりました。ただ、公民館を置いたまま建てると、建物は道のほうへ来てしまうもので、まず公民館を壊してかかると。それから、福祉センターの一部も壊さなきゃならないと思います。一体的に多分その契約をするということになると思いますけど、壊して、

それでその壊したところを中心にして建てると、そういうふうを考えております。

昔は、浜加積の小学校はそういうようなところで建っていたので、大体その立ち方のような感じで建てたいなど、そういうふうに思っております。

**大浦副委員長** そしたら、解体は2回に分けてやるということなんですか。

**石川副市長** いや、解体は1回で。ただ、工事は多分最初と今度終わった後。というのは、公民館機能を休むわけにいかないの、福祉センターの部分に、工事の期間、そこに公民館機能を移さなきゃならないもので、一部は残しておきたいと考えておりますので。契約は一本にしますが、工事がちょっと離れ離れになると。そういうふうなことを今考えております。

**青山委員長** ほかにございせんか。

**古沢委員** 後の議案とも関係するんですけども、第2表の債務負担行為で、この委員会が所管するのは、4つの施設部分、自然公園の研修センターと総合体育館、みのわテニスコム、スポーツ・健康の森だと思んですが、今さらに誠に申し訳ないんですけど、向こう3年間の債務負担行為、金額が示されているんですけども、それなりに積算根拠があるんだろうと思いますが、そこら辺の説明をお願いできないでしょうか。

**奥村財政課主幹** お答えさせていただきます。

債務負担行為につきましては、いろんな施設がございしますが、私のほうでまとめてお話をさせていただきますが、債務負担の設定に当たりましては、まずですけれども、過去の各施設における各年度の決算額、それから指定管理を行う際に申請書というものが各企業なりそういったところの団体から出てくるんですけども、そちらから書いてある、これぐらいの金額でこの施設を運営することができるという金額も勘案し、なおかつ、私どものほうでは、実績の中でこれから伸びるだろう費用、例えば人件費ですとか、それから消費税が上がったことによってプラスになっている部分、それから新たに何かその中に組み込んでいかなくちゃならない部分についても含めまして、1年間の分を出して、それを3掛けて、今回、債務負担行為の額としております。

基本的にはこの債務負担行為の額については、過去の実績、それから、これから新たに発生するだろうというようなものの費用、それから各施設を管理している企業さん側から出てきた申請書の内容を加味しまして、債務負担の額を計上しております。

以上です。

**古沢委員** これはあれですね、管理運営費だから、例えば大規模修繕みたいなものが発

生したりすれば、また別建てですよ。

**奥村財政課主幹** 管理協定の中では、基本的には修繕、20万円を一応めどとしておりますが、それは普通であれば、指定管理者側のほうでやっていただくと。それを超えるものであれば、市のほうで直接施工するというような形を基本的には取っております。

**古沢委員** さっき説明の中で、これまでの、過年度の決算状況も勘案してと、こういうお話だったんですけど、大きく3年前も、さっき3年前の議決の金額もちょっと確認をしたんですけど、それほど大きくは変わっていないというふうに思っているのですが、ただ決算状況ということで、ちょっと個別の話になるので誠に恐縮なんですけど、決算状況の関係でいうと、スポーツ・健康の森の管理運営費が、ちょっと年度は1年ずれるんですけど、令和2年度の決算状況はまだ分からないので、1年繰り上げて、平成28年、29年、30年ということで見たら、これは何か事情があったんだと思うんですけど、決算のときには、私らもちょっと見落としていたのか、私、記憶にないんですが、スポーツ・健康の森は、平成28年、29年は共に1,100万円台だったんです、管理運営費が。平成30年だけ、2,200万で倍にポーンと上がっていきなりするんですよ。

いろんな事情があったと思いますけど、それにしてもこの3年間で、スポーツ・健康の森の管理運営費、決算の数字だけ見ると4,540万だったんです、28年、29年、30年だけで見ると。これが限度額で言うと7,000万ぐらい。今回の場合は6,900万。前の3年間を見ると7,000万だったんですけど、積算というところ何かかなり乖離があるのかなと思って見たので、今回改めてちょっと質問させていただいたんですが、そこら辺はいかがですか。

**上田教育委員会事務局長** お願いします。

スポーツ・健康の森公園の金額の増加については、これまで市で直接契約しておった芝刈り等の経費分を委託費の中に盛り込んでいただいて金額が上がったというふうになったと思っております。それがこの後も続いておりますので、30年度以降、上がった金額で、契約といいますか、委託費をいただいておりますということになります。

**古沢委員** 私もある意味見落としておったのかもしれないけど、その数字を再度、これまであまり聞いたことがなかったので確認をさせていただきました。了解しました。

**青山委員長** ほかにございますか。

**岩城委員** ちょっと話は元に戻りますけども、先ほど大浦副委員長から質問の出した浜加積地区公民館の整備費の件ですけども、多分使い勝手が悪くて大分古くなっているという

ことのようにすけども、これは市内どこの公民館も共通した問題だと思うんですね。どこも使い勝手が悪いということになっていると思います。

そういうことから考えれば、別にこれを反対はしませんけども、そういうようなことはこれからも考えていかなきゃならないのではないかなという気はいたしますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

**上田市長** 浜加積は特別に、玄関から入って、横には調理の部屋とか事務所とかありますけども、非常に使い勝手が悪いということで、長いこと、ずっと前から全面改修を含めてやってくれという要望が上がっていたということのをちょっと付け加えて申し上げておきたいと思います。

ほかの公民館には、そういう問題は少ないと思います。浜加積は特別に、地元の要望、そのとおりでありまして、ちょっと心を痛めて、申し訳ないけど、やってくれということのを長く我慢してもらっていたという裏の背景を報告したいと思います。

**岩城委員** 浜加積の公民館はよく行くこともありますが、入り口に台所はありますが、見ながら、使い勝手が悪いかなという感じはいつも思いましたけども、現状、みんな昭和50年代に建てられた公民館ですので、大分外、ほかのところも古くなってきているなという思いで、今ちょっと言いました、1つだけ。

それと、ちょっともう一つ、申し訳ない。

中学校の管理費の修学旅行キャンセル料の補助という件ですけども、88万3,000円なんですけど、これは全額じゃなくして、一部88万の補助ということになるわけですか。全額だったら幾らになるがけ。

**広田学務課長** お答えします。

こちらの計上されている金額につきましては、企画料でございます。修学旅行のいろいろプランとかを立てる企画料について、両中学校から上がってきたものについて計上しております。

**岩城委員** 企画料、いまいちちょっと分からんぜ。企画料ちゃ何。

**広田学務課長** 修学旅行のプランニングといいますか、行き先とかいろいろそういうふうな案をつくりますので、そちらのほうの料金でございます。

**岩城委員** 要は、プランニングということは、旅行業者に支払うということになるがけ。

**広田学務課長** 支払い先は旅行代理店です。

**竹原委員** 例えば中学校の修学旅行なんですけど、以前、子どもたちに行き先のリクエス

トということでアンケート調査をした。毎年していると思うんですけど、やっぱり子どもたちは、書くところは大体ディズニーランドかU S Jなんですね。結局、学校側は、じゃ行くぞと言ったら、京都、広島になってしまっ。そういうがだったら、何しにアンケートを書くがかと。行きたいところ、ありますかというリクエストに対して応えない学校側もちょっとおかしいなと思って。

今のこのプランニングに八十何万キャンセル料だと言っていますけど、先生たちもやっぱり子どもたちのことを考えれば、そのアンケートを取って行き先を集約したのであれば、そこの付近の、要は社会勉強になるような場所を考えてあげるのも一つだと思うがです。

だから、それを外注して、何かないですかというのではなくて、やっぱり自分たちで、子どもたちと一緒に話ししながら決めるのも一つの手法だと思うんですけど、見解はいかがでしょう。

**広田学務課長** 今ほど生徒の意見、それから学校の学習の目的と合わせて内容や方面の検討ということで承りましたが、行き先については、総合的な学習の時間や平和学習等の関連で、学校のほうで決めているものと思います。

当初予定されました5月の修学旅行が中止になりまして、9月にはできないかということで検討した際に、生徒や保護者にアンケートを取って行き先等を検討しておりますので、またこういったものの検討については、生徒や保護者の意見等を勘案しまして決めていくものと思っておりますので、学校とも連携していきたいと思います。

**青山委員長** 大丈夫ですか。

**竹原委員** 諦めた。

**青山委員長** ほかにございませんか。

**大浦副委員長** 確認なんですけど、施設運営補助金、新型コロナウイルスの各国庫補助はあるんですけども、これって、例えば、ここに書かれていない施設の補助に対しても…、何かこの今補正予算で出ているところに対しては、この施設運営補助が出ているのかどうか確認したいんですけど。

**青山委員長** 補助の理由ということですね。

**大浦副委員長** はい。

**奥村財政課主幹** 今回の各指定管理者、指定管理施設への支援金といいますか、管理部分につきましては、利用料金制を取っている施設についての補正になります。利用料金制

を取っているところについては、料金は各団体さん側で収受しておられますので、その減収分の差額を指定管理料として払っておりますので、あちら側のほうで利用料がなければ、その分というのは減収になってしまい、各団体のほうが赤字になるだろうと思いますので、その部分についての支援ということになります。

ですから、ほかの公共施設の部分で、市のほうで全ての利用料を収受して、管理費については、予算で見ているものについては市の一般会計全体での収入になりますので、その部分についての補填は必要がないということになります。

**大浦副委員長** 分かりました。

**青山委員長** ほかに。

**竹原委員** 今の、関連してなんですけど、今回、補正です。大概年度末でそれぞれ決算されると思うんですけど、まだ新型コロナの影響が残っている中で、利用料収入、使用料収入があまり例年どおり見込まれないのが分かっていて、年度末決算でやっぱり赤字だといった場合に、また補填という補正は考えられているんですか。

**奥村財政課主幹** 今回、指定管理料の支援金という形を取らせていただいておりますが、この分については、去年の歳入といいますか、指定管理料を借りていまして、今ですけど、6割程度、それから観光施設については4割程度しか入らないだろうということを見込んで、収入側の減少化は多めに見ておりますので、今ほどご心配しておられる分については、私どもでも非常に心配しまして、指定管理者側のほうで施設を運営しておる中で、例えば休止した場合には運営費自身も少し下がる。一方で、歳入は下がるんですけども、その部分をちょっと実績よりも多めに見ておりますので、支援金の部分についてはこの範囲の中で収まるというふうに見込んで、今回予算を計上させていただいております。

**竹原委員** 仮にですけど、収まらなかった場合は、また考えていただけるということですかね。

**奥村財政課主幹** どうしてもということになるとすれば3月補正になるかと思いますが、そのときに考えさせていただきたいというふうに思います。

**青山委員長** 大丈夫でしょうか。

**竹原委員** はい。

**青山委員長** ほかにございませんか。

(質疑する者なし)

青山委員長 ないようでしたら、予算以外の議案について説明に入ります。

議案第77号 滑川市総合計画基本構想及び基本計画についてから、順次説明を求めます。

相沢企画政策課主幹 それでは、議案集77-1 ページをお願いいたします。議案第77号、滑川市総合計画基本構想及び基本計画でございます。あわせて、別冊としてお配りしてございます滑川市総合計画基本構想・前期基本計画、こちらをご参照いただければと思います。

本日の総合計画につきましては、現在の第4次の計画期間が今年度末をもって満了することから、令和3年度からの新たな総合計画を策定するものでございます。

総合計画につきましては、基本構想、基本計画及び実施計画の3つで構成するものでございますが、そのうち基本構想及び基本計画につきまして、今回、議会にお諮りするものでございます。

基本構想におきましては、来年度からの新たな10年間において、本市が目指す将来像、これにつきましては、現行の第4次計画に引き続きまして、「ひと・まち・産業が元気なまち 滑川」と定めまして、そのまちづくりの方向性として、九つの政策を示してございます。

また、基本計画におきましては、今ほどの九つの政策を実現するための取組といたしまして30の基本施策を掲げまして、施策の方向性や主な取組などを定めるほか、今後の施策の点検や評価、予算との連動性、そういったようなものを考慮しまして、各施策における成果指標、こちらのほうを示してございます。

また、併せまして、今回の計画から、各施策におきまして持続可能な開発目標であるSDGsとの関連性につきましても示しているものでございます。

なお、実施計画につきましては、今後策定することといたしまして、これにつきましては、各年度におきます個別の具体的な事務事業や評価指標などを示すこととしてございます。

また、人口減少と地域経済縮小の克服を目的に、平成27年度に策定しました第1次総合戦略、これにつきましては計画期間、現在1年間延長してございますが、総合計画との二重性が課題となっておりましたことから、このたび総合計画と一本化いたしまして、地方創生に係るものを分野横断的に取り組むということとしたこととさせていただきます。

なお、計画期間につきましては、基本構想が令和3年度から令和12年度までの10年間、

基本計画につきましては、前期分といたしまして、同じく令和3年度から令和7年度までの5年間としているところでございます。

以上でございます。

**青山委員長** 地崎生涯学習課長、滑川市東福寺野自然公園研修センターの指定管理者の指定について、説明、大丈夫ですか。議案第81号です。

**地崎生涯学習課長** すみません。滑川市東福寺野自然公園研修センターの指定管理者の指定についてです。

地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者を次のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称は、滑川市東福寺野自然公園研修センター「青雲閣」です。所在地は滑川市東福寺野字不水掛41番地。指定管理者は一般財団法人滑川市文化・スポーツ振興財団。指定の期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日まででございます。

以上です。

**上田教育委員会事務局長** 続きまして、議案第82号をお願いします。滑川市総合体育センターの指定管理者の指定についてでございます。

管理を行わせる施設の名称は滑川市総合体育センターでございます。所在地は滑川市柳原238番地でございます。指定管理者につきましては、公益財団法人滑川市体育協会。指定の期間といたしまして、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとしております。

次のページをお願いいたします。

議案第83号でございます。滑川市みのわテニス村の指定管理者の指定についてであります。

管理を行わせる施設の名称及び所在地については、施設名は滑川市みのわテニス村、所在地は滑川市蓑輪字村巻でございます。指定管理者は一般財団法人滑川市文化・スポーツ振興財団でございます。指定の期間といたしまして、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとしております。

もう一ページお願いいたします。

議案第84号でございます。滑川市スポーツ・健康の森公園の指定管理者の指定についてであります。

管理を行わせる施設の名称は滑川市スポーツ・健康の森公園です。所在地は滑川市柳原41番地1。指定管理者は公益財団法人滑川市体育協会。指定の期間は令和3年4月1

日から令和6年3月31日までとしております。

あと、すみません、1点。先ほど古沢委員から質問ありましたスポーツ・健康の森公園の指定管理料の増額の部分で、芝生の維持管理のほかに、30年から屋内運動場を整備いたしまして、この分の経費も含んでおるということで、なっておるものでございます。よろしく願いいたします。

**青山委員長** それでは、これより質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手の上、発言を願います。

**大浦副委員長** 滑川市総合計画のことですけれども、先ほど総合戦略と一本化されるという説明がありましたけれども、これ、前、どちらか忘れましたが、社人研のデータも入れられていたんですけど、今回外されているようですけど、それってどういうわけか教えていただきたいと思います。

**相沢企画政策課主幹** 総合戦略の策定時におきましては、人口ビジョンを基にしたものということで、その際は社人研のものをベースにした人口ビジョンに基づきまして、総合戦略のほうにも掲載してございます。

今回につきましては、あくまでも総合計画ということでございましたので、一応人口とかその辺りのものについては外させていただいております。あと、社人研のものにつきましても、今年度は国勢調査の年でありましたが、2年後ぐらいには通常であれば社人研の新たなデータが出るということでございます。

そういった中で、今実際人口ビジョンを見直していない中で、ちょっとそちらのデータを掲載するのも現実的にはどうかということもありまして、今回、掲載を見送っているところでございます。

**大浦副委員長** 私も議員になる前から総合戦略とか総合計画を見させていただいた人間なので、そういった将来予測を見たときに、すごく分かりやすいなと思ったんです。

今回、グラフで2番に、各、今の統計であったり動態であったり出ているんですけど、その前の予測がついていたものを見ると、どうして、じゃこういった計画が練られていたかというのは分かりやすかったなと思って。

例えば財政的なもので言えば、これだけ見ればすごく健全化が進んでいるなと思うんですけども、じゃこの総合計画の中の財政面を見ると、実質公債費比率とかがやっぱり上がった状態の目標値が書かれているんですよ。それは、将来的な、本当はなぜそこに上がるかのグラフで出ればすごく分かりやすいなと思ったんですけども、その辺は今さ

ら言ってもあれなんですけど、なかなかやっぱり載せづらいところがあります、分からないことだと思いますので。そういった認識でよろしいですか。

**相沢企画政策課主幹** ありがとうございます。

人口につきましては、いろんな要素があって不透明になっている部分はもちろんあります。あと、人口ビジョンにつきましては、今回、総合戦略、総合計画を策定する場合に改訂するかといったようなことも一応検討はございました。ただ、前回策定してから5年余りしかたっていないということと、先ほども申しましたとおり、国調の実態が反映されていない状況のもので、それを載せるのはどうかということで、現在見送ったところでございます。

個別の予測については、いろんな個別の計画の中でもし必要なものであれば、30年、40年という長いスパンではなく、例えば今後5年、10年といった、そういった短期的な目標数値みたいなものはお出しする場合も想定されますし、あと、人口ビジョンにつきましては、例えば今の国調の結果を踏まえて、次回の改定時といいますか、そういったときにまた、じゃ人口ビジョンをどうするかというような検討もしなければいけないものかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

**上田市長** あんまり社人研とか、人口予想、これは全く当たっていません、滑川の場合。最初から人口問題の、そういうものにとられることなく、守るべきは守る。そういうまちに進めていくことで、そういう外部の資料は全国一律に評価するといいますけども、評価をしたところ、滑川のことをどれだけ分かっておるがよと。分かっておらんくせに、勝手に言うてくれるなど。それは、前にも高木議員も、人口、こうなっておるがに、どうながよという話をしましたけど、全くそれは当たらない。現実には、滑川、そんなに弱くない。

そういうことでありますので、予測資料、統計学上はどうか分からないけども、それにはまるもんじゃないということで、積極的に愚直でもいいまちをつくりたいというのは私の考えです。

以上です。

**大浦副委員長** ありがとうございます。

ちなみに、当然これはホームページに載せられて周知を図られるんだと思うんですけど、冊子にされていたと思うんですけども、どれぐらい作られる予定なんですか。

**相沢企画政策課主幹** 具体的なちょっと数字につきましては、現在まだ検討はしておらんところなんです、前回は想定すれば、もちろん議員の皆様には配付する、公共施設に配架する、あと関係機関にお配りするといったような物もあるかと思えます。

今回につきましては、前回までであればもう製本した物で作っておりましたが、今後その進捗を見る中で、当然変更というものが有り得ると。そうしたときに、製本であれば直せないということもありまして、次回、今回といいますか、はバインダー形式にしまして、修正があった場合は速やかにそこが差し替えられるような、そういった形で作製したいとは考えてございます。

ちょっと数的なものは、すみません、見込みのほうもまだ立っていないところであります。

**大浦副委員長** 私、多分初めて見たときが、とある公共施設でもないところで置いてあって、ちょっと読ませてもらったんですね。今考えると、何でここにあったのかなというふうに思ったりしたので聞いたんです。

いろんなところで市民の人たちが、もしかしたら私のように手に取るようなこともあるので、どこに置くのかとか、どれぐらい作られるかもまた検討していただきたいと思えます。

**相沢企画政策課主幹** また踏まえて、検討させていただきます。

**青山委員長** ほかにございませんか。

(質疑する者なし)

**青山委員長** ないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより、付託議案に対する討論を行います。

討論を希望される委員は挙手を願います。

(討論する者なし)

**青山委員長** ないようでしたら、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより挙手により採決を行います。

議案第71号、議案第77号、議案第81号、議案第82号、議案第83号、議案第84号の6議案を一括して採決を行います。

議案第71号 令和2年度滑川市一般会計補正予算(第5号)

議案第77号 滑川市総合計画基本構想及び基本計画について

議案第81号 滑川市東福寺野自然公園研修センターの指定管理者の指定について

議案第82号 滑川市総合体育センターの指定管理者の指定について

議案第83号 滑川市みのわテニス村の指定管理者の指定について

議案第84号 滑川市スポーツ・健康の森公園の指定管理者の指定について

以上の案件について、賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

**青山委員長** 賛成全員。よって、議案第71号、議案第77号、議案第81号、議案第82号、議案第83号、議案第84号の6議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

午前10時43分議決

**青山委員長** 引き続き、諮問第1号を議題といたします。当局より説明をお願いいたします。

**櫻井総務課主幹** それでは、議案集の後ろから2枚おめくりいただきますと、最後のほうにあります。諮問の1-1ページをお願いいたします。

諮問第1号 審査請求に関する諮問についてでございます。議案資料集でご説明いたしますので、資料集の4ページをお願いします。

ここでは、審査請求の内容や採決に至るまでの手続の流れ、採決案などについて、先月開催していただきました全員協議会にてご説明させていただきましたが、いま一度この場にて、繰り返しになりますが、ご説明させていただきます。

請求内容は、1、諮問理由の中に記載のあるとおり、令和2年度下水道事業受益者負担金（分担金）賦課決定処分の取消しについてであります。

詳細でございますが、審査請求人が所有する土地、これは前回説明時においても口頭による説明のみとさせていただきましたが、神社の境内地でございますが、その境内地がある土地周辺において下水道事業が施行されたことにより、下水道が整備され、受益者である審査請求人に対して分担金が賦課されたことにつきまして、市は、条例や規定に基づき減免の上、賦課したわけでございますが、その賦課処分に対して取消しを求めるといった審査請求でございます。

2に、その取消しを求める審査請求人の具体的な主張がありますが、(1)としまして審査請求人は、賦課処分に係る土地は、現在においても、また将来においても下水道を使うようなトイレなどの施設を整備して下水道を利用することはないことから、本人、

請求人自身は受益者になり得ないという主張と、(2)、本件土地が条例の規定に基づく賦課保留対象となる土地とならないというのは、田や畑と比べて不公平であり、賦課保留の対象とすることが妥当だという請求人の主張から、賦課処分の取消しを求めるということで、上の図の②になります。市に審査請求されたところでございます。

この請求を受けた後、図の③のように、本市は審理員を選任したところでございます。処分庁である上下水道課は、条例等に照らし合わせ、本請求を精査し、請求人は受益者に該当し、本件土地を賦課保留することは適切ではないといったことから、審査請求を棄却するとの裁決を求める主張を弁明書としてまとめ、審理員に提出しました。これが図の④になります。

審理員が請求人と処分庁お互いの主張をまとめ、審理員の意見として、請求人は受益者に該当し、本件土地に係る賦課処分は妥当であり、請求を棄却することが相当であるという意見をまとめられ、審査庁に提出されたところであります。これが図の⑤になります。

その意見書の提出を受けた審査庁である市は、意見書の内容を精査し検討した結果、結論として、請求人に賦課した処分は妥当であり、市はこの審査請求を棄却すべきであるという裁決をまとめたところでございます。

大きな3項目め、3番にその棄却すべき理由を述べてありますが、(1)、判例等によれば、公共下水道事業における受益者分担金の制度の採用の趣旨は、公的資金の投入によって得られた開発利益の回収でございまして、公共下水道の現実の利用の程度とは無関係の排水区域内の土地に等しくもたらされる利用価値の増大であることから、受益者に該当しないとする審査請求人の主張は採用できないことと、(2)、本件土地については、賦課保留に当たるような特別な事情は見当たらないといったことから、処分庁が賦課保留の対象とせず、現実的な利用の状況を鑑みて、減免によって受益者間の負担の調整を図っていることは、ほかと比べて不公平とは言えないといったことから、審査請求人の主張は採用できない。こういった理由から棄却すべきという裁決案となっております。

図の⑥でございしますが、地方自治法第229条第2項では、分担金の徴収に関する処分についての審査請求がなされた場合には、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならぬとありますことから、この採決について、法令に基づき、12月定例会において諮問させていただいたところでございます。

説明は以上です。

**青山委員長** これより質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手の上、発言をお願いいたします。

**古沢委員** 前の全員協か何かでも説明があったと思うんですが、今問題になっている土地というのは神社の境内というお話でしたが、ここは管理者または職員がいないところで、75%の減免に該当するというお話でしたね。間違いありませんね。

**櫻井総務課主幹** はい。今古沢委員がおっしゃられたとおりで、間違いございません。

**古沢委員** ちょっと確認で。正直言って、あまりこういう問題に対して、私自身は問題意識があまり持てなかったんですね。同じように、宗教法人が所有している土地、これまでもあったもんですか。

**長瀬上下水道課長** はい、これまでも神社とかお寺とか、あります。

**古沢委員** それは、条例に基づいて賦課してきたと。それに対応してもらってきたと、こういうことなの。

**長瀬上下水道課長** はい、おっしゃるとおり、賦課して納めていただいております。

**青山委員長** よろしいですか。

**古沢委員** はい。

**青山委員長** 内容については、読んでいたら、それはそうかなというふうに個人的には思っているんですけども、この諮問に行くまでにやはり説明等々いろいろあったかと思っております。そのプロセスについて、いま一度お願いします。

**長瀬上下水道課長** 町内会のほうには説明会を開きまして、受益者負担金の減免等について説明しております。去年、下水道の整備を終えまして、通常は使用者である町内会で払っていただいているところがほとんどですので、町内会長に、どちらのほうに請求と  
いうか、書類のほうを送らせていただければいいかということで、町内会長のほうに送ってほしいということで、町内会長のほうに書類のほうを送らせていただきました。その後、町内会長からこのような話が出てきたということでございます。

**青山委員長** 何か最初から、言い方は悪いですけど、聞く耳持たず諮問にかけてきたのかというところもちょっと気になる場所ですし、普通に考えれば、下水道計画に入らずに、要は前面道路に下水道が入らないことによって非常に困るような地域もいっぱいあるわけで、その中で今ようやく入ったということで、いわゆる受益ということで、下水道をつなげれば、例えばその境内のところにみんなが使えるトイレだとかというの、

お話も出てくるというふうな話もメリットとしてあるわけですね。そのメリット的なものについては、何かお話とかというのはされていますか。

**長瀬上下水道課長** メリットといいましょうか、町内会さんとすれば、ここにはトイレとかそういう排水施設はないよと。今後も造る予定がないということで、このような話が出てきたということでございます。

**青山委員長** 最後に、じゃ1点確認なんですけども、ということは、その説明をした後、音沙汰もなく、今諮問だったということでしょうか。

**長瀬上下水道課長** 会長さんも町内会でお話をされて、そういうような方針になられたんだと思います。

**青山委員長** 分かりました。結果、そうだったということですね。

ほかに質疑ございませんか。

(質疑する者なし)

**青山委員長** ないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより、諮問第1号に対する討論を行います。

討論を希望される委員は挙手をお願いします。

(討論する者なし)

**青山委員長** ないようでしたら、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより挙手により採決を行います。

諮問第1号 審査請求に関する諮問について、当局の諮問は棄却であります。

当局の諮問のとおり、本件審査請求を棄却すべきものと答申することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

**青山委員長** 賛成全員。よって、諮問第1号については、本件審査請求を棄却すべきものと答申することに決定いたしました。

午前10時54分議決

**青山委員長** それでは、暫時休憩いたします。

その後、答申書(案)について委員間で討議を行いますので、委員の方は、第1委員会室へ移動をお願いします。

当局の皆様は、この場でしばらくお待ちください。

午前10時55分休憩

(委員、第1委員会室へ移動)

午前10時56分再開

青山委員長 それでは、委員の皆さんは一読みしていただきまして、その後、意見等々お願いいたします。

大浦副委員長 答申書はこういったものなんですか。こういった簡単なものでいいんですか。

藤名局長 諮問、過去においてちょっと初めてなものですから、他の自治体の事例を調査しました。当局の言った諮問のとおり答申するのでしたら、こういった内容でいいのですが、仮に当局の反対の答申をするときは、いろいろ法的な理由もつけて答申ということになります。ほかの自治体のほうでも、こういった、当局の言うとおりに答申するんだったら簡単なんです。

古沢委員 ちょっと確認だけど、そしたら、相手方に対しては、当局がつくった棄却する理由みたいやつが向こうへは行くわけだ。

藤名局長 はい、そうです。こちらの審査庁から審査を申し立てられた方に、理由もつけて行きます。その過程で、この答申書が。当局では、この答申書をもし仮に、当局の言うがはバツにして答申したとしても、当局は、それは法的には縛られません。

古沢委員 あ、そうなん。

青山委員長 何の効力もない会議をしておりますので、そこはちょっとご理解していただいで。

古沢委員 一応、手続なんだ。

青山委員長 我々の法的効力は一切ないそうなんです、事案に対して。

原委員 あ、そういうがか。そういうがなら。

竹原委員 なら、そんなもん、せんだっていいがだ。

青山委員長 ただ、けちつけるかどうかということだそうですので、言い方は悪いですけども。

竹原委員 おら、これ、疑問ながだけど、そもそも下水を入れるぞとなったら、その当該町内会がみんな判こをついて、分かったぞと理解示すわけだねかね。その段において、そこに神社があれば、これもお金これだけかかるよというのが事前説明はあったはずながやちゃ、ね。あったはずながに、造るだけ造ってから、か、おまえ、田んぼと畑と一

緒だろが。何しに銭払わんにゃないがよって、これ、へぼながか、それとも上下水道課から、こういった神社に対してのお金をもらうよということを書いてなかったのか、そこが疑問でならんがやちゃ。

結局、ほかの町内会でもお宮さんを持っておって、そこの前に下水が入るから負担金くださいねと言って、みんな払っておったという、今日の話だねか。そしたら、これを答申で、いや、こういうもん、やっぱり今後一切トイレも何も使わんがだったらいいねかよという答申を出した場合は、言ってみりゃ、今まで神社の負担金を出しておったところに金返さんにゃならん話になるがやねかね、厳密に言うたら。お役所的には、それは絶対にしたくない話だねか。だから、ちゃんと事前説明をした上で、町内会で納得してもらって、これだけ、75%減免で何万円ですよというちゃんと説明をした挙げ句これながだったら、ただのへぼすけだということやちゃ。

**青山委員長** 同じくそう思っております、だから竹原委員がおっしゃられるとおり、私もそこらへんが聞きたくてプロセス等々と、その町内会にどういった説明をした上で、いわゆる受益者負担をお願いしたのかということを知りたい、一応委員長としてああいう聞き方を……

**竹原委員** いいがに言わなんだねか。ちゃんと説明したとかとちゃ言わなんだねか。ほかの神社からももろとるといっただけしか、俺、聞いておらん。

**原委員** 要は、担当課が事前にその町内に対して、そこまで説明しておったかということが原因なんだと思うよ。

**青山委員長** ただ、その金額については、局長、もう一回、金額。

**竹原委員** 7万やろ。

**青山委員長** 7万幾らで……

**藤名局長** 7万幾らで、75%減免にしたという言い方。

**青山委員長** 普通に考えれば、通常、社会通念上、考えられるレベルの受益者負担の75%ということですので。

**竹原委員** おらにすりゃ、担当課が、いいがに言うたらんだんでないがかと思うがだけどのう。

**原委員** 破綻しそうな町内会かもしれんし。

**竹原委員** でも、そこに入っておるといっことは、その近隣住民の下水の引込みの負担金というのは、みんな払っておるといっことやろう。周りの一般家庭が払っておらんと

いうがだったら集団抗争になってしまうけど、皆さん、お金を個別に払われておって、唯一残ったのがここだけやというがになれば、さ、町内会として払ってもらわんならんというがは、ちゃんと丁寧に説明しておったんかなということだちゃ、疑問ながは。

だって、さ、ちゃんと説明をしておりゃ、例えば万雑でこれだけかかるから町内会として出しますねという議決だっただけいただけたろうし。そこら辺が見えてこない。

**青山委員長** すみません、竹原委員の気持ちも非常に、いや皆さんそう思って多分賛成全員だろうと思うんですけれども、ただ今のは、局長、これ、この答申書でいいかということですね。

**藤名局長** はい、そうです。

**青山委員長** 物申すんだったら、やっぱり違った物の申し方をここで考えなきゃいけないんですけど。

**竹原委員** あ、なーん、なーん、いいが。

**青山委員長** 大丈夫ですね。

**竹原委員** うん。

**青山委員長** ほかに意見は。

(意見する者なし)

**青山委員長** 大丈夫ですか。

それでは、本答申書(案)のとおり答申することによろしいでしょうか。

(異議なし)

**青山委員長** 本答申書(案)のとおり答申することに決定いたしました。

それでは、暫時休憩します。

直ちに再開しますので、大会議室へ移動を願います。

午前11時02分休憩

(委員、大会議室へ移動)

午前11時04分再開

**青山委員長** 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

お配りした答申書(案)のとおり答申することに決定しましたので、これを読み上げます。

諮問第1号 審査請求に関する諮問についてに対する答申。

令和2年12月7日、諮問のあった本件に対する本市議会の答申意見は次のとおりであ

る。

下水道事業受益者負担金の賦課決定処分に係る事務は、違法、不当とは認められず、処分庁である滑川市長が行った処分は妥当である。したがって、本件審査請求については棄却すべきである。

以上、答申する。

これにて、諮問に関しては棄却するということで決定いたしました。

以上で付託案件の審査は終わりました。

日程第3、その他につきまして、当局のほうから何かありましたらお願いいたします。

**落合子ども課長** それでは、子ども課から、ひとり親世帯臨時特別給付金の再支給についてご説明いたします。お手元の資料をご覧ください。

ひとり親世帯臨時特別給付金につきましては、7月の臨時会におきまして承認いただいた予算で、現在まで176の世帯に対し基本給付を支給したところでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を1人で担う低所得のひとり親世帯に大きな困難が生じているとしまして、国のほうでは、再度の支給を行うため、予備費につきまして、先週末、閣議決定されたところでございます。

給付額につきましては、1世帯5万、第2子以降1人につき3万円を加算いたします。これは1回目に支給しました基本給付のほうと同様でございます。

費用につきましては、全額国庫負担、10分の10の助成ということでございます。

支給のスケジュールにつきましては、国では、できるだけ年内をめどにというふうに言っておりまして、記載のとおり、本市のほうでは、12月24日支給の予定で事務を進めております。

この再支給のための予算につきましては、取りあえずは、7月補正しました事業費の残を含め、ひとり親関係事業、母子等福祉費でございますが、その既定予算で対応可能であると考えており、今後状況を見て、必要であれば3月補正などで対応してまいりたいと考えております。

一番下段の支給状況にありますとおり、12月7日時点で、176の世帯に1,150万円を基本給付として支給しております。

これを再度支給するものとしておりまして、今後新たに申請するものも考慮しますと、全体で1,200万ほどになるのではないかとというふうに考えているところでございます。

説明は以上です。

青山委員長 当局のほうから、ほかにはございませんか。

(特になし)

青山委員長 委員のほうから、今ほどの説明も踏まえて、何かありましたら、挙手お願いします。

(質疑する者なし)

青山委員長 ないようですので、これにて令和2年12月定例会総務文教消防委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時09分閉会